



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*26 和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林業振興課)..... 1

○ 告示

575 包括外部監査契約の締結 (財政課)..... 2

576 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定、介護老人保健施設の許可及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止 (長寿社会課)..... 3

577 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 3

578 住持中左近両溜池土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 4

579 印南土地改良区の役員の就退任 (")..... 5

580 基本測量の終了 (技術調査課)..... 5

581 公共測量の実施 (")..... 6

582 公共測量の終了 (")..... 6

583 道路の区域変更 (道路保全課)..... 6

584 道路の供用開始 (")..... 7

585 一般競争入札による落札者の決定 (教育委員会)..... 7

○ 公告

軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)..... 7

軽油引取税免税証の無効 (")..... 8

規 則

和歌山県規則第26号

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則 (平成15年和歌山県規則第108号) の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「10 山村振興法 (昭和40年法律第64号) 第8条の6第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第8条第1項に規定する山村振興計画の計画書、当該計画書に付随する産業振興施策促進事項及び森林資源活用型地域活性化事業に関する事項について記載したものと並びに当該計画に係る県の同意文書の写しを添付すること。」

「10 山村振興法 (昭和40年法律第64号) 第8条の6第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第8条第1項に規定する山村振興計画の計画書、当該計画書に付随する産業振興施策促進事項及び森林資源活用型地域活性化事業に関する事項について記載したものと並びに当該計画に係る県の同意文書の写しを添付すること。」

11 木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成8年法律第47号) 第15条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する事業計画の認定書の写しを添付する

こと。 』
改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第575号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成29年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額

基本費用	3,625,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、5,075,000円（消費税及び地方消費税を含む。）をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、64,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは64,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士補であるときは40,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす</p> <p>2 実費 旅費に關係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。</p> <p>(2) 關係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。</p>

3 包括外部監査人の氏名及び住所

坂井俊介

大阪府豊中市新千里北町一丁目20番3号

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。ただし、基本費用については、必要に応じ前金払する。

和歌山県告示第576号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項、第104条第1項及び第115条の9第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定、介護老人保健施設の許可及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	処分の内容	処分期間
3052180019	医療法人はしもと	老人保健施設プラトン	和歌山県日高郡美浜町田井402-1	訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション	新規利用者の受入れを3月間停止する。	平成29年4月1日から同年6月30日まで
3052180019	医療法人はしもと	老人保健施設プラトン	和歌山県日高郡美浜町田井402-1	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	1 5月間の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに係る介護給付費の請求の上限を7割とする。 2 新規利用者の受入れを5月間停止する。	平成29年4月1日から同年8月31日まで
3052180019	医療法人はしもと	老人保健施設プラトン	和歌山県日高郡美浜町田井402-1	短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護	1 5月間の短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る介護給付費の請求の上限を7割とする。 2 新規入所者の受入れを5月間停止する。	平成29年4月1日から同年8月31日まで
3052180019	医療法人はしもと	老人保健施設プラトン	和歌山県日高郡美浜町田井402-1	介護老人保健施設	1 12月間の介護老人保健施設に係る介護給付費の請求の上限を5割とする。 2 新規入所者の受入れを6月間停止する。	1 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 2 平成29年4月1日から同年9月30日まで

和歌山県告示第577号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーエバグリーンプラス和歌山北インター店
和歌山県和歌山市直川274番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成28年和歌山県告示第1411号
- 3 意見の概要
予測結果に反し、等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成29年4月25日から同年5月25日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第578号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により住持中左近両溜池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 退任した役員(平成29年3月31日退任)

職名	氏名	住所
理事	池浦清隆	岩出市金池363番地の1
理事	宮本眞幸	岩出市赤垣内101番地
理事	福山吉伸	岩出市安上275番地
理事	板谷元良	岩出市根来1238番地
理事	福田輝章	岩出市湯窪76番地の2
理事	河井弘昌	岩出市根来945番地の1
理事	増尾康夫	岩出市堀口118番地
理事	安村肇	岩出市安上115番地
理事	中垣文男	岩出市根来673番地の2
理事	原田幸次	岩出市根来1130番地
理事	鈴木敏文	和歌山市園部109番地の3
理事	勝谷進	岩出市根来1176番地
理事	土生川崇	岩出市波分85番地
理事	土生佳之	岩出市波分121番地
理事	高井邦雄	岩出市西安上173番地
監事	小倉アサ	岩出市根来1342番地
監事	久馬民治	岩出市曾屋193番地
監事	安村常雄	岩出市安上116番地
- 2 就任した役員(平成29年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	阪井勝之	岩出市根来1258番地
理事	橋本哲哉	岩出市根来1160番地

理事	和田安子	岩出市根来884番地
理事	下津好宏	岩出市根来1240番地
理事	松本正	岩出市根来1064番地
理事	星野秀雄	岩出市根来1176番地の3
理事	増尾成紀	岩出市堀口52番地の3
理事	土生川覚弥	岩出市波分112番地
理事	室谷壽彦	岩出市金屋153番地の2
理事	宮本雅史	岩出市赤垣内84番地の1
理事	福田輝章	岩出市湯窪76番地の2
理事	久米利夫	岩出市安上280番地
理事	勢田幸治	岩出市安上179番地の1
理事	高井勝幸	岩出市西安上106番地の1
理事	池浦清隆	岩出市金池363番地の1
監事	土生佳之	岩出市波分121番地
監事	辻上泰寛	岩出市根来1675番地の2
監事	田村秀雄	岩出市安上110番地の1

和歌山県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により印南土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成29年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	久保田耕一	日高郡印南町大字印南1683番地
理事	濱中芳光	日高郡印南町大字印南1629番地の2
理事	清水章広	日高郡印南町大字印南1262番地
理事	村上道雄	日高郡印南町大字印南1475番地
理事	玉置一之	日高郡印南町大字印南1818番地
理事	池田晃	日高郡印南町大字津井390番地
監事	塩田忠臣	日高郡印南町大字印南1811番地の3
監事	笹野隆	日高郡印南町大字印南1855番地

2 就任した役員（平成29年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	濱中芳光	日高郡印南町大字印南1629番地の2
理事	片原均	日高郡印南町大字印南1198番地の2
理事	清水章広	日高郡印南町大字印南1262番地
理事	村上道雄	日高郡印南町大字印南1475番地
理事	玉置一之	日高郡印南町大字印南1818番地
理事	中尾貴宏	日高郡印南町大字津井155番地
監事	笹野隆	日高郡印南町大字印南1855番地
監事	村上宣生	日高郡印南町大字印南1407番地の1

和歌山県告示第580号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量「電子国土基本図 (地図情報)」及び「国土広域情報」修正測量
- 2 作業期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第581号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合理事長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量 (3級基準点測量)
- 2 作業期間 平成29年4月17日から同年10月31日まで
- 3 作業地域 和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業区域 (和歌山県和歌山市中の一部)

和歌山県告示第582号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量 (数値地形図修正)
- 2 作業期間 平成29年1月23日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第583号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 志賀三谷線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字三谷字山戸674番1地先から同町大字三谷字上名畑597番1地先まで	旧	4.68 } 18.57	109.06	
同上	新	7.24 } 18.57	109.06	

和歌山県告示第584号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 志賀三谷線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字三谷字山戸674番1地先から同町大字三谷字上名畑597番1地先まで

供用開始の期日 平成29年4月25日

和歌山県告示第585号

平成29年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県立図書館資料（図書）納入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立図書館総務課
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日
平成29年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヒロカンパニー
和歌山市広瀬中ノ丁二丁目97番地
- 5 落札金額（各1冊当たりの納入価格）
資料本体価格の99.0パーセント
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年2月7日

公 告**公 告**

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成29年3月24日以降無効とする。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業種	記番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
漁船	和歌山県 第801064号	平成27年10月26日から 平成30年3月31日まで	西牟婁郡白浜町堅田2520 堅田漁業協同組合	紀南県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成29年3月24日以降無効とする。

平成29年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業種	記番号	枚数	有効期限	交付した事務所	紛失年月日
1000リットル券	漁船	和歌山県 8730816 } 8730854	39枚	平成29年2月20日から 平成29年5月19日まで	紀南県税事務所	平成29年3月24日
500リットル券	漁船	和歌山県 8730855 } 8730858	4枚	平成29年2月20日から 平成29年5月19日まで	紀南県税事務所	平成29年3月24日
200リットル券	漁船	和歌山県 8730859 } 8730873	15枚	平成29年2月20日から 平成29年5月19日まで	紀南県税事務所	平成29年3月24日
100リットル券	漁船	和歌山県 8730874 } 8730883	10枚	平成29年2月20日から 平成29年5月19日まで	紀南県税事務所	平成29年3月24日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。